平成２４年（フ）第２９２号
三重県四日市市小牧町1042番地22
破産者　岡本打設こと　岡本　栄樹
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
三重県桑名市多度町香取331番地の５
破産者　株式会社ワシノ機材
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
三重県三重郡川越町大字亀尾新田３番地
破産者　牧野　正子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
三重県四日市市羽津町２番８号
破産者　山本　英明
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
三重県三重郡菰野町大字菰野999番地１ル・ド・ソレイユ菰野601、破産手続開始決定時の住所三重県員弁郡東員町大字六把野新田750番地９
破産者　平松　一成
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
三重県四日市市尾平町3389番地
破産者　浅川　貞夫
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２８０５号
大阪市淀川区西中島４丁目２番21号
破産者　株式会社ペガサス
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３号
神戸市中央区磯辺通２丁目１番２号
破産者　株式会社日眞
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６２号
神戸市須磨区友が丘４丁目１番地の101　D１―214号
破産者　有限会社盛港運輸
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５４号
兵庫県姫路市延末295番地
破産者　株式会社魚谷商店
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１６号
岩手県北上市鬼柳町川原小屋23番地３
破産者　有限会社及川工務店
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４３号
栃木県佐野市吉水町903番地２
破産者　須藤美枝子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２７０号
埼玉県所沢市若狭１丁目2961番地の１ザ・ステイツ所沢209
破産者　鈴木　良明
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２号
山梨県中巨摩郡昭和町河西553番地２
破産者　株式会社モトイ
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
愛知県高浜市呉竹町６丁目７番地37
破産者　玉村工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
三重県鈴鹿市中江島町24番20号、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目10番17―１号
破産者　古家　正誠
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３８号
三重県津市片田新町108番地１
破産者　宮木　辰子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４１号
三重県津市久居一色町708番地、前住所三重県津市安濃町大塚570番地14
破産者　鈴木　直哉
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８１号
大津市雄琴２丁目１番33号、商業登記簿上の本店所在地滋賀県高島市今津町弘川６番地５
破産者　高島物産株式会社
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部